

2. 緑化計画にあたっての留意事項

1 既存樹木・樹林の保全

樹木や樹林は長い年月をかけて生長し、地域のシンボルとなっているものが数多くあります。新たな建築行為等を行う場合には、敷地内の既存の樹木や樹林等を可能な限り保全してください。

既存の樹木や樹林等を保全して建築行為等を行う場合には、必要となる緑化の面積を有利に計算できる優遇措置があります。「8. 緑化面積の算定」を参考にしてください。

2 湧水の保全

樹木や樹林等の生育環境や都市内の生物多様性を保全していくには、河川、池沼、海浜、湧水、地下水などの水環境の保全に努めていく必要があります。かつて区内には多くの湧水がありましたが、開発行為等により徐々に減少しています。

区内に残されている貴重な湧水を保全するために、建築行為等を行う敷地及び、周辺に湧水がある場合には、湧水の保全に支障を及ぼさないように、必要な措置を講じるように努めてください。

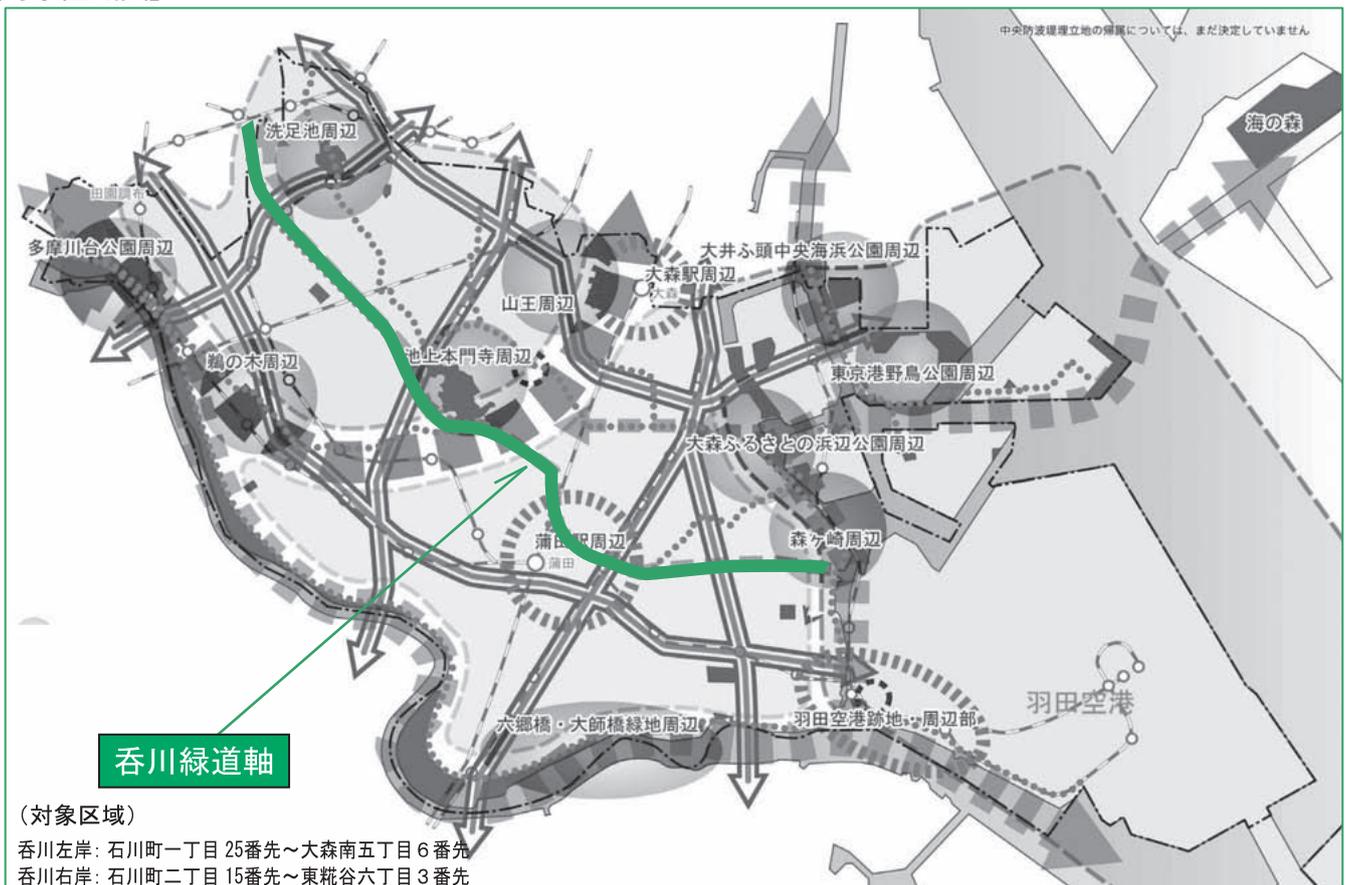
3 水と緑の環境軸への配慮

「水と緑の環境軸」とは大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」に定めているもので、「緑の環境軸」は多摩川沿いから山王までつながる国分寺崖線と南北崖線沿いの範囲、「水と緑の環境軸」は多摩川、呑川、内川、臨海部の運河などの水際線沿いの範囲を示しており、緑化の推進や散策路の整備、公園緑地の整備など重点的に行われています。

緑化の計画にあたっては、これらの環境軸の形成に寄与するように、なるべく環境軸に沿った緑を創出し、緑の連続性が保たれるようにご協力をお願いいたします。

特に、区内中央部を縦断する呑川沿いで建築行為等を行う場合には、区が定めた「呑川緑道軸整備計画」に基づき、呑川沿いの道路・通路等からのセットバックなどにより、道路・通路を含めた7メートルまでの範囲について提供歩道や公開空地、環境緑地帯等としての自主整備に努めていただけますようお願いしております。

【対象区域図】



4 大規模な一団の土地における建築行為等の場合

複数の建築物等を有する大規模な一団の土地は、地域の緑化推進や景観形成、自然環境の向上などの面で重要な役割を担っています。

概ね5,000㎡以上の一団の土地で建築行為等を行なう場合には、より多くの永続的な緑地の確保や、敷地全体の景観に配慮した緑化の計画を示していただき、緑化の推進や地域の自然環境の向上に努めていただきます。

●大田区の地形とみどり

大田区の地形は、国分寺市から続く国分寺崖線、北区から続く南北崖線により、西北部の台地部と東南部の低地部に分かれています。台地部は武蔵野台地の東南端にあたり、低地部は海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と、臨海部埋立地からなっています。

大田区のみどりは国分寺崖線・南北崖線沿いのみどりや多摩川・呑川・内川などの河川、運河沿いのみどりなどがつながり、骨格を形成しており、以下のようになっています。

